

伊勢崎市情報公開の総合的な推進に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、伊勢崎市情報公開条例（平成17年伊勢崎市条例第17号。以下「条例」という。）第26条に規定する情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(情報の公表の内容)

第3条 条例第26条第3項各号に規定する実施機関が定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第26条第3項第1号に規定する重要な基本計画
 - ア 市政全般に係る総合的な計画
 - イ 法令等により策定を義務付けられている基本計画
 - ウ 条例第26条第3項第3号の附属機関及び市長が設置する附属機関に準ずる機関（以下「附属機関等」という。）の検討を経て策定する基本計画
 - (2) 条例第26条第3項第2号に規定する主要事業
前号に規定する基本計画に位置付けられている主要事業で、当該事業の所管部長が指定したもの
 - (3) 条例第26条第3項第4号に規定する実施機関が定める事項
 - ア 伊勢崎市市民参加条例（平成18年伊勢崎市条例第15号）に定める市民参加の方法として、附属機関等に係る情報のほか、パブリックコメント手続、市民会議、市民対話説明会、市民アンケート等における資料及びその実施結果
 - イ 条例第27条第1項に規定する出資等法人の決算書、予算書等
- (情報の提供の内容)

第4条 所管課長は、次に掲げる市政情報その他の情報の提供に努めなければならない。

- (1) 環境、福祉、保健衛生、防災、教育その他市民生活に密接な関係がある情報
- (2) 市民の意識、生活実態等に関する調査結果に関する情報
- (3) 統計に関する情報
- (4) 市が行う行事に関する情報

(情報公表等の方法)

第5条 情報の公表及び提供（以下「情報公表等」という。）は、原則として、当該情報が記録さ

れた文書を市民情報コーナーにおいて閲覧に供することにより行うことのほか、次に掲げる方法のうち効果的なものを選択し、又は併用して行うものとする。

- (1) 市の広報紙及びインターネットのホームページへの掲載
- (2) 所管課の窓口での閲覧
- (3) 印刷物の配布
- (4) 報道機関への情報提供
- (5) その他所管部長が効果的と認める方法

(情報公表等の時期)

第6条 情報公表等は、情報の発生都度、速やかに行うものとする。

(情報公表等の期間)

第7条 情報公表等の期間は、情報公表等を開始したときから3年とする。ただし、期間を経過していないにもかかわらず閲覧に供しないこと又は期間を超えて閲覧に供することに合理的な理由がある場合は、この限りでない。

(一覧表の作成及び公表)

第8条 情報公開担当課長は、公表し、及び提供する情報の一覧表を作成し、市民情報コーナーにおいて閲覧に供するとともに、インターネットのホームページに掲載して公表するものとする。

(公表又は提供する情報の充実)

第9条 所管課長は、情報公表等に当たっては、情報の正確性の確保及び内容の充実を図るとともに、市民に分かりやすいものとするよう努めなければならない。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。